

# 株式会社Berry

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日

### 2. 当社の課題

課題1： 男女の平均継続勤務年数の差異はないが、勤続年数自体は短い

### 3. 目標

- ・ 男女ともに平均勤続年数を6年以上とする

### 4. 取組内容と実施時期

#### 取組1： 妊娠中、産前・産後休業や育児休業復帰後の配慮や処遇に関して周知する

- 令和 4年 5月～ 妊娠中、産前・産後休業や育児休業復帰後の配慮や処遇の周知方法の検討、準備をする。
- 令和 4年 7月～ 妊娠中、産前・産後休業や育児休業復帰後の配慮や処遇を周知する。また個別に相談対応をする。
- 令和 6年 9月～ 産前産後休暇育児休業の取得率を算出し、取得しなかった場合は、その課題を分析し、改善を図る。

#### 取組2： 有給休暇取得を推進する取組を実施する

- 令和 4年 5月～ 年次有給休暇の取得率を確認し、取得率が低い職員をピックアップする。
- 令和 4年 5月～ 年次有給休暇の計画的取得の促進を通達にて通知する。取得率の低い職員には上長より取得促進の計画を職員と調整する。
- 令和 6年 9月～ 毎年度、年次有給休暇の取得率を算出し、全員の取得率があがっているか確認をする。取得率が低い職員には個別に取得を促す。